

平成30年度

鳥取城北高等学校同窓会（常盤会）総会資料

日時：平成30年6月9日（土）

日程及び会場

総会：午後3時30分～

鳥取城北高等学校／鳥取市西品治848

懇親会：午後5時30分～

ちゃんこ石浦／鳥取市西品治640-1

鳥取城北高等学校同窓会（常盤会）

平成30年度 鳥取城北高校同窓会(常盤会)総会次第

- 1 開 会
- 2 同窓会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 議長選出
- 5 議事録作成人および署名人の選出
- 6 議 事
 - 第1号議案 平成29年度事業報告
 - 第2号議案 平成29年度会計報告及び会計監査報告
 - 第3号議案 平成30年度事業計画(案)
 - 第4号議案 平成30年度会計予算(案)
 - 第5号議案 平成30年度特別会計予算(案1)
 - 第6号議案 平成30年度特別会計予算(案2)
- 7 そ の 他
 - 感謝祭プレゼンテーションについて
- 8 議長降壇
- 9 閉 会
- 10 諸 連 絡
 - 写真撮影、新校舎見学、懇親会案内等

平成29年度 事業報告

年	月	日	事 業
29	4	6	入学式参列
	4	22	総会案内文発送、会長選挙打合せ
	5	5	監査
	5	13	総会資料及び総会出席配役打合せ
	5	20	総会案内状発出
	6	10	同窓会総会及び懇親会(事業計画及び予算承認)
	6	17	同窓会茶話会(事業計画打合せ)
	7	15	同窓会茶話会(城北祭、旧校舎取り壊し前お食事会打合せ)
	8	26	同窓会茶話会(城北祭、旧校舎取り壊し前お食事会打合せ)
	8	28	城北祭参加(模擬店出店)
	10	29	同窓会茶話会(旧校舎取り壊し前お食事会打合せ)
	11	12	同窓会茶話会(旧校舎取り壊し前お食事会打合せ)
	12	17	同窓会茶話会(旧校舎取り壊し前お食事会打合せ)
30	1	20	旧校舎取り壊し前お食事会
	2	11	同窓会入会式打合せ
	2	28	同窓会入会式・同窓会プレゼンテーション
	3	1	卒業式参列
	3	3	茶話会(総会・感謝祭について協議)
	3	19	学校長との面談

平成29年度鳥取城北高等学校同窓会会計決算書

(単位:円) 平成 30月 3月31日現在

(1)収入の部				
科目	予算額	実績額	増 減	累計実績の内訳
前年度繰越	1,435,246	1,435,246	0	
同窓会入会金	1,675,000	1,660,000	△ 15,000	5,000円×332名分
雑収入	54	9	△ 45	預金利息 9
合 計	3,110,300	3,095,255	△ 15,045	
(2)支出の部				
科目	予算額	実績額	増 減	累計実績の内訳
消耗品費	10,000	3,888	△ 6,112	インク カートリッジ 2,138 コピー代 1,750
通信費	20,000	25,712	5,712	総会案内 往復葉書 13,312 食事会案内 往復葉書 12,400
広報費	200,000	142,956	△ 57,044	新聞広告等 66,600 名簿データ 管理 76,356
会議費	100,000	56,180	△ 43,820	総会会議費 56,180
慶弔費	20,000	0	△ 20,000	
活動助成費	540,000	540,000	0	生徒会 活動助成費 540,000
記念品費	180,000	166,000	△ 14,000	卒業記念品 166,000 (500円×332名)
基金積立金	400,000	400,000	0	定期預金へ 400,000
雑費	10,000	0	△ 10,000	
予備費	1,630,300	95,179	△ 1,535,121	改築前食事会 47,886 プロジェクト ター 47,293
合 計	3,110,300	1,429,915	△ 1,680,385	
差引残高		1,665,340		

収入合計 3,095,255 円

支出合計 1,429,915 円

差引残高(余剰金) 1,665,340 円 次年度繰越

基金積立金会計(定期預金)

収入 繰越積立金 4,832,128 円

本年度解約金 0 円

本年度積立金 400,000 円

預金利息 1,026 円


差引合計 5,233,154 円

監査報告書

平成29年度同窓会会計について、関係諸帳簿、
証拠書類及び預金通帳等を検査した結果、適正
に処理されていたことを報告します。

平成30年5月10日

監査 岩城 眞二 

監査 桑山 佳志 

鳥取城北高等学校同窓会

会長 砂田 典男 様

平成30年度 事業計画 (案)

年	月	日	事業
30	4	7	入学式参列
	4	14	茶話会(総会・感謝祭について協議)
	5	9	監査
	5	20	茶話会(総会・感謝祭について協議)
	5	20	総会案内状発出
	5	30	茶話会(総会準備)
	6	9	同窓会総会及び懇親会(事業計画及び予算承認)
	7	8	ありがとう鳥取感謝祭及び城北祭企画概要決定(茶話会)
	7	13	活動助成金贈呈(生徒会)
	8	25	ありがとう鳥取感謝祭及び城北祭企画検討会(茶話会)
	9	3	城北祭参加(模擬店出店)
	9	16	ありがとう鳥取感謝祭企画検討会(茶話会)
	10	6	ありがとう鳥取感謝祭企画検討会(茶話会)
	10	12	ありがとう鳥取感謝祭告知(NHKふるさと伝言板出演)
	10	13	ありがとう鳥取感謝祭
	10	20	ありがとう鳥取感謝祭事後検討会(茶話会)
	12	8	同窓会忘年会
31	1	20	同窓会茶話会
	2	28	同窓会入会式・同窓会プレゼンテーション
	3	1	卒業式参列
	3	10	同窓会茶話会(総会準備)

平成30年度 鳥取城北高等学校同窓会会計予算書(案)

(単位:円) 平成30年4月1日

(1)収入の部				
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	積 算 基 礎
前年度繰越	1,665,340	1,435,246	230,094	
同窓会入会金	1,965,000	1,675,000	290,000	同窓会入会金 5,000×393名
雑収入	9	54	△ 45	預金利息 9
合 計	3,630,349	3,110,300	520,049	

(2)支出の部				
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 額	積 算 基 礎
消耗品費	10,000	10,000	0	
通信費	20,000	20,000	0	切手等
広報費	200,000	200,000	0	新聞広告等
会議費	100,000	100,000	0	総会会議費
慶弔費	20,000	20,000	0	
活動助成費	540,000	540,000	0	生徒会活動助成費
記念品費	180,000	180,000	0	卒業記念品
基金積立金	400,000	400,000	0	基金積立金
雑費	10,000	10,000	0	
予備費	2,150,349	1,630,300	520,049	
合計	3,630,349	3,110,300	520,049	

第5号議案

ありがとう鳥取感謝祭の実施について

ありがとう鳥取感謝祭の実施にかかり平成30年度鳥取城北高等学校同窓会特別会計から経費を支出することについて、鳥取城北高等学校同窓会（常盤会）会則第6条の規定により、本総会の議決を求める。

平成30年6月9日

鳥取城北高等学校同窓会（常盤会）会長 砂田 典男

第6号議案

鳥取城北高等学校新校舎建築への寄付金について

鳥取城北高等学校新校舎建築へ200万円を寄付することについて、鳥取城北高等学校同窓会（常盤会）会則第6条の規定により、本総会の議決を求める。

平成30年6月9日

鳥取城北高等学校同窓会（常盤会）会長 砂田 典男

平成30年度鳥取城北高等学校同窓会特別会計予算書(案)

(単位:円)

(1)収入の部				
科目	予算額(A)	前回実績額(B)	増減(A-B)	備考
特別会計予算	2,550,000	1,527,300	1,022,700	
雑収入	0	2,300	-2,300	使用可能消耗品売却分
合計	2,550,000	1,529,600	1,020,400	
(2)支出の部				
科目	予算額(A)	前回実績額(B)	増減(A-B)	備考
報償費	0	0	0	後援会、研修会の講師に対する謝礼金
需用費	400,000	647,746	-247,746	
消耗品費	50,000	18,859	31,141	案内文書(A4紙、インク等)、皿他
燃料費	50,000	0	50,000	
食料費	200,000	196,250	3,750	ちゃんこ、餅材料費、弁当代(スタッフ用)
印刷製本費	100,000	432,637	-332,637	案内文書の印刷代、ポスター作成費用他
光熱水費	0	0	0	水道代はバードハット使用料に含む
役員費	16,000	649,814	-633,814	
通信運搬費	10,000	645,434	-635,434	案内文書の郵送料他
広告料	0	0	0	
手数料	3,000	2,700	300	振込手数料
保険料	3,000	1,680	1,320	傷害保険
委託料	50,000	42,854	7,146	ガードマン
使用料、賃借料	70,000	62,350	7,650	音響代、バードハット使用料他
備品購入費	0	0	0	
寄付金	2,000,000	0	2,000,000	鳥取城北高等学校
予備費	14,000	126,836	-112,836	
合計	2,550,000	1,529,600	1,133,236	

常 盤 会 会 則

(総則)

- 第1条 本会は、学校法人矢谷学園鳥取城北高等学校同窓会と称し、常盤会と通称する。
- 2 本会の事務局は、学校法人矢谷学園鳥取城北高等学校（以下「本校」という。）内に置く。

(目的)

- 第2条 本会は、会員相互の親睦と本校の向上発展を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 総会の開催
 - (2) 会報の発行、ホームページ等による広報
 - (3) 母校における教育活動の後援、支援
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

- 第4条 本会は、次の各号に掲げる者であって、次条の入会金を納入した会員を構成員として組織する。
- (1) 会員 本校の卒業生
 - (2) 特別会員 本校の職員及び本校の職員であった者
- 2 本会は、常盤会会員名簿（以下「名簿」という。）を作成し、事務局に備え置くものとする。
- 3 会員及び特別会員は、住所その他名簿記載の事項に異動があるときは、速やかに事務局に通知するものとする。
- 4 名簿は、前項の通知をもとに、1年に1回更新するものとする。
- 5 名簿作成のために収集された会員及び特別会員に係る個人情報は、事務局において適切に管理し、本会の運営に関してのみに利用できるものとし、それ以外の目的に使用してはならないものとする。

(入会金)

- 第5条 本会に入会しようとする者は、総会において別に定めるところにより、入会金を納入するものとする。

(総会)

- 第6条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定

- (2) 役員を選任
 - (3) 決算の承認
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他重要事項の決定
- 2 定期総会は毎年6月第2週の土曜日に開催し、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 総会は、会長が招集する。
 - 4 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって行う。
 - 5 総会の議長は、総会において選出する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名
 - (3) 会計 2名
 - (4) 監査 2名
 - (5) 幹事 若干名
 - (6) 常任幹事(幹事長を含む。) 若干名
- 2 役員任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は再任されることができる。
 - 4 役員は、次のとおり選出する。
 - (1) 会長は、総会で決定する。
 - (2) 副会長、会計及び監査は、会長の推薦により、総会で決定する。
 - (3) 幹事及び常任幹事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 5 会長に事故があるとき、会長が欠けたとき、又は会長がその職責を果たせないと役員会で認められ、解任されたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理した副会長は、直後の総会において代理して行った職務の内容を報告するものとする。
 - 6 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の承認を得て会長が解任する。ただし、緊急やむを得ないときは、役員会の承認を得て会長が解任できるものとする。この場合においては、解任直後の総会において報告するものとする。
 - (1) 本会の名誉又は信用を著しく失墜した場合
 - (2) 会長又は役員会の指示に従わなかった場合
 - (3) 心身の故障により職務遂行に耐えられないと認められた場合

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 幹事は、卒業年次ごとに組織し、本会の重要事項を審議するとともに、卒業年次の事務を分掌する。
- 4 常任幹事は、会長の委嘱により若干名で組織し、企画審議及び会務の運営を行う。
- 5 幹事長は、常任幹事の中から1名選出するものとし、選出は各年度の第1回の役員会で行うものとする。
- 6 幹事長は、常任幹事及び幹事のとりまとめを行う。
- 7 会計は、本会の会計を担当する。
- 8 監査は、会計を監査するとともに、会長の委嘱により、本会全体の運営状況について監査し、改善が必要と認めるときは会長に通知し、役員会の開催と運営状況の改善を提案することができる。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の各号に掲げる者の中から役員会が推薦し、総会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (1) 本会及び本校の発展に著しく功績があったと認められる者
 - (2) 本会の活動に著しく功績があったと認められる者
- 3 顧問は、会務執行に関して、会長その他の役員求めに応じ必要な助言を行う。
- 4 顧問の任期はこれを特に定めない。

(役員会)

第10条 役員会は、役員¹の3分の2以上の請求があったとき、又は会長が必要と認めるときに開催するものとし、会長がこれを招集し、議長となるものとする。

- 2 会長が前項の規定に基づく請求があったにもかかわらず、当該請求の日から10日以内に役員会を招集しなかったときは、監査が会長の職務を代行するものとする。
- 3 役員会の決議は、総役員²の過半数が出席した上で、出席した役員³の過半数をもって行う。
- 4 第2項及び前項の規定により招集された役員会に出席できない役員が、委任状(別記様式)を当該役員会に提出した場合は、当該役員会に出席したものとみなす。この場合において、委任状に代理すべき者の氏名が記載されていなかったときは、前項の議決権の行使について、会長に一任されたものとみなす。
- 5 役員会に出席できない役員であって、前項の委任状を提出できない者が、次の(1)～(3)の項目を記載した電子メールを事務局宛てに送信したときは、当該者が役員会に委任状を提出したものとみなす。
 - (1) 役員会の開催日時
 - (2) 代理人の役職及び氏名
 - (3) 欠席する役員⁴の役職及び氏名
- 6 事務局の長は、前項の規定により事務局宛ての電子メールを受信したときは、当該役員会の議長なるべき者に対し、当該役員会開催前に、当該電子メールを印字したものを提示し、報告するものとする。

(委員会)

第11条 会長は、第3条に定めた事業を遂行するため、必要に応じて委員会を組織することができる。

- 2 委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 事務局は、会務の執行を補佐し、会員及び特別会員の中から、会長が指名した者で構成する。

- 2 事務局の長は、前項の会長が指名した者の中から、会長が指名する。
- 3 事務局は、第3条の事業を行うに当たり必要な運営方針について案を作成し、役員会の承認を得なければならない。
- 4 事務局には、役員会との連絡調整担当、総会及びその他必要な議事録の作成をし、保存する書記及び会計担当をそれぞれ若干名置くものとし、それぞれの担当者の氏名を明記した事務分担表を備え置くものとする。
- 5 事務局の長は、その活動状況について、毎年1回役員会に報告しなければならない。

(経費)

第13条 本会の経費は、入会金及び寄付金をもってあてる。

(基金)

第14条 本会に、第2条に定める本会の目的を達成し、有効適切な事業の遂行を確保するため、基金を設ける。

- 2 前項の基金は、次の資金をもってこれにあてる。
 - (1) 本会計余剰金
 - (2) その他の資金

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

(事業計画及び収支予算)

第16条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(情報公開)

第 17 条 本会の役員、事業報告、収支報告書及び本会則は、本会の会報及びホームページ等を用いて公開しなければならない。

(雑則)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

本会則は、昭和 41 年 3 月 10 日から実施する。

昭和 59 年 8 月 12 日から一部改正する。

昭和 61 年 8 月 17 日から一部改正する。

平成元年 8 月 20 日から一部改正する。

平成 13 年 3 月 20 日から一部改正する。

平成 17 年 8 月 21 日から一部改正する。

平成 22 年 8 月 21 日から一部改正する。

この会則は、平成 26 年 3 月 9 日から施行する。

平成 28 年 8 月 21 日から一部改正する。

別記様式 (第 10 条関係)

委 任 状

私は、常盤会の役員である〇〇(役員の役職・氏名)を代理人と定め、平成 年 月 日に招集される役員会における一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

(氏名)

印

※本人が自署する場合は押印を必要としない。

鳥取城北高等学校同窓会(常盤会)役員名簿

会期	卒年度		職	氏名
3	昭	42	会長	砂田典男
14	昭	53	副会長	田中康史
14	昭	53	副会長	佐々木重行
16	昭	55	副会長	山下徹
18	昭	57	副会長	佐々木寿
20	昭	59	副会長	谷口洋一
19	昭	58	会計	横山勝江
34	平	10	会計	霜田嘉彦
12	昭	51	監査	岩城眞二
19	昭	58	監査	桑山佳志
5	昭	44	顧問	海村信一郎
13	昭	52	顧問	川口和久
15	昭	54	常任幹事	高田昇
21	昭	60	常任幹事	森村仁志
22	昭	61	常任幹事	池田晃
25	平	1	常任幹事	森原義博
28	平	4	常任幹事	岸本篤憲
32	平	8	常任幹事	竹内大樹
33	平	9	常任幹事	上田貴之
39	平	15	常任幹事	田尻和岐江
39	平	15	常任幹事	貞森一将
48	平	24	常任幹事	山下夏美